

江東区こども・子育て会議保育専門部会設置要領

平成 27 年 5 月 19 日

27 江こ計 第 117 号

(設置)

第 1 条 江東区こども・子育て会議設置要綱第 7 条の規定に基づき、江東区こども・子育て会議保育専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 専門部会の所掌事務は、次に掲げる事項に関することとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 31 条第 2 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定
- (2) 法第 43 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定
- (3) 認可外保育施設の前各号への移行
- (4) 前各号に掲げるもののほか、江東区こども・子育て会議（以下「会議」という。）の会長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 専門部会は、会議の会長が指名した専門部会員をもって構成する。

- 2 専門部会に専門部会長及び副専門部会長を置く。
- 3 専門部会長は、会議の会長が指名した者をもって充てる。
- 4 副部会長は、専門部会長が指名した者をもって充てる。

(運営)

第 4 条 専門部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、会務を総括する。

- 2 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 専門部会長及び副専門部会長に事故のあるときは、専門部会長があらかじめ指名する専門部会員が、その職務を代理する。
- 4 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会員以外の者を専門部

会に出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 専門部会の庶務は、こども未来部保育計画課において処理する。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は専門部会長が定める。

附 則

この規程は、平成27年5月19日から施行する。